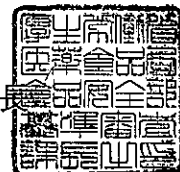


食安基発0511第1号

平成24年5月11日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



コチニール色素を含む食品によるアレルギーについて

今般、国内において既存添加物コチニール色素（以下「コチニール色素」）を含む飲料の摂取による急性アレルギー反応（アナフィラキシー）とされる事例の情報が寄せられ、また、本事例を踏まえ、消費者庁よりコチニール色素に関する注意喚起がなされました（参考参照）。

このため、貴管下の関係業者に対し、コチニール色素によるアレルギーの発症に関する情報提供を行うとともに、コチニール色素によるアレルギーの発症に係る実態を把握するため、下記のとおり、症例等の情報を報告するよう依頼をお願いします。

なお、(社)日本食品衛生協会、(公社)日本輸入食品安全推進協会、日本食品添加物協会、(公財)日本健康・栄養食品協会、健食業界団体連絡会、日本栄養評議会、(一社)日本乳業協会、(一社)全国清涼飲料工業会、(社)日本食肉加工協会、全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会及び全日本菓子協会に対しても、その会員に対する周知徹底を図るよう通知していることを念のため申し添えます。

記

関係業者は、自らが製造、輸入又は販売するコチニール色素又はコチニール色素を含む食品について、コチニール色素によるアレルギーの発症が疑われる症例等の情報を入手している場合、平成24年6月末日までに当課に報告すること。ただし、以下の点に留意すること。

- ・論文等により既に公表されているものは除くこと
- ・報告にあたっては別紙の様式に基づくこととするが、各項目のうち記載可能な項目のみを記載することで差し支えないこと

コチニール色素によるアナフィラキシー反応の発現が疑われる症例等の報告

平成24年 月 日提出

食品の種類(製品名)		情報入手日	年 月 日
報告者	食品製造業者(輸入者)・食品販売者・添加物製造業者・その他()		
報告者の氏名 及び住所	氏名		
	住所		
		電話:()	-
食品製造業者 (輸入者)の氏 名及び住所	氏名		
	住所		
		電話:()	-
食品販売者の 氏名及び住所	氏名		
	住所		
		電話:()	-
添加物製造業 者の氏名及び 住所	氏名		
	住所		
		電話:()	-
報告の概要	アナフィラキシー反応が発現した者 歳(男・女)		
	摂取時期・期間等		
	(報告者等の説明)		
	医師等に対して厚生労働省が調査を行うことに関する本人の同意(有・無)		
	当該製品の有無(有・無)、製品の入手方法()		
医師の意見	主症状、診察、検査結果、治療経過、当該食品の摂取と主症状の因果関係程度及びその判断理由を記載する。		
	アレルギー(有・無)(原因物質:)		
	その他既往歴()		
医療機関	確認年月日		
	医療機関名		
	住所及び電話番号		
		電話:()	-
その他	当該食品の販売量、販売経路、他の苦情事例等の有無等を記載する。		

平成24年5月11日

コチニール色素に関する注意喚起

今般、コチニール色素を含む飲料と急性アレルギー反応（アナフィラキシー）に関する国内の研究情報が消費者庁に提供されました。

これまで、独立行政法人国民生活センターや地方自治体の消費生活センター等には、コチニール色素を原因とするアレルギー症状の事例は寄せられていません。一方、コチニール色素を含む化粧品の使用や食品の摂取により、アナフィラキシーを引き起こしたと推定される事例が、1960年代から数にして20ほどの論文等で報告されています。

急性のアレルギーを発症した場合、呼吸困難などの重篤な症状となる可能性もあるため、消費者庁として注意喚起を行います。

万が一、コチニール色素を含む化粧品の使用や食品の摂取により、かゆみなどの体調の変化を感じた場合は、すみやかに皮膚科やアレルギー科の専門医を受診してください。

1 コチニール色素とは

エンジムシ（中南米原産の昆虫）から得られた、カルミン酸を主成分とする赤色の着色料です。食品（清涼飲料水、菓子類、ハム、かまぼこなど）や医薬品、医薬部外品、化粧品（口紅、アイシャドーなど）で使用されているものがあります。

また、医薬品などではコチニール色素のほか、カルミン（コチニール色素の化合物）などが使用されているものもあります。

2 現在までに論文などで報告されている発症事例

コチニール色素を含む化粧品の使用や食品の摂取により、かゆみ、じんましん、発疹、呼吸困難などのアレルギー症状を示した事例報告があります。

また、赤色の色素を含む化粧品の使用により、かゆみを覚えていた女性が、コチニール色素を含む食品を摂取したところ、呼吸困難を伴う重篤なアレルギー反応を示した事例報告もあります。

3 消費者への注意喚起

コチニール色素を含む化粧品の使用や食品の摂取により、かゆみなどの体調の変化を感じた場合は、すみやかに皮膚科やアレルギー科の専門医を受診してください。そして、コチニール色素が原因と疑われる場合には、以下を参考に、コチニール色素を含む製品の使用や摂取を避けるようにしてください。

<製品の表示におけるコチニール色素の記載箇所と表示名>

○医薬品：添付文書や外箱などの「添加物」の項目

医薬部外品、化粧品：容器や外箱などの「成分」の項目

「コチニール」、「カルミン」、「カルミン・コンジョウ被覆雲母チタン」、
「カルミン被覆雲母チタン」

○食品：原材料名の欄

「コチニール色素」、「カルミン酸色素」、「着色料（コチニール）」、「着
色料（カルミン酸）」

4 問合せ先

本件につきましてご不明な点がございましたら、以下問合せ先までご連絡を
お願いします。

【消費者庁消費者安全課】

担当：金田、小林、安藤

TEL：03(3507)9261（直通）

HP：http://www.caa.go.jp/